

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令に規定する内容(案)について寄せられた意見に対する考え方

1. MSDSの提供の方法について

No	意見	件数 (意見数)	対応(案)
1	MSDSの提供の方法については、文書によるもの以外についても、相手方が承諾したことを条件に認めることとしているが、相手方が承諾したことを文書により確認することを義務づける旨本省令で定めてほしい。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 本省令案では、MSDSの提供が民間事業者間の取引に対する阻害要因とならないようMSDSの提供様式を定めず、また、その提供方法についても柔軟に認めることとしています。同様の観点から、MSDSの提供を受けた事業者に書面による承諾書の交付を義務づけることは適当でないと考えます。 なお、法律上の義務に関係なく、取引当事者間の合意により承諾書を発行することとすることは可能です。
2	同じ製品を同じ相手方に対して譲渡又は提供する場合で既に情報の提供が行われているときの例外として、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から提供を求められた場合を除く。」としている部分を削除してほしい。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 当該規定は、提供から長期間経過した場合など、相手方の事業者が再度MSDSの提供を受けることが必要となった場合に、確実に提供を受けることができることとするための規定として必要と考えます。

2. MSDSの記載事項全般について

1	「応急措置」 「火災時の措置」 「適用法令」を含め、JIS Z7250に規定する16の事項全てを記載することを法律上の義務としてほしい。	2	原案どおりとすることが適当と考えます。 本法は、環境の保全上の支障を未然の防止すること」を目的とする法律であることから、この目的に照らして必ずしも必要ないと考えられる「応急処置」等の事項に関する情報の提供を義務づけることは適切でないと考えます。 ただし、JIS Z7250に準拠したMSDSを作成することで、労働者の安全確保等の目的にも対応でき、労働安全衛生法等の他法令上の義務を履行する際の負担が軽減されると考えられることから、「応急措置」等の事項についてもMSDSに記載することを奨励する意味で、第4条に「提供することができる事項」として位置付けています。
2	提供することができる事項として、「相手方から提供が求められた事項その他当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認めた事項」とあるが、「相手方から提供を求められた事項その他」との例示は削除してほしい。	1	御意見を踏まえ、当該部分は省令から削除します。 当該部分は、「指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項」の例示として規定されていたものですが、例示として適切でないと考えられることから、省令から削除します。
3	提供しなければならない情報の一つとして規定されている「令別表第一及び別表第二において該当する号の番号」は、MSDS提供者の事務負担軽減の観点から削除してほしい。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 MSDSの提供を受ける事業者からは、本法に基づく化学物質の管理やPRTR制度における対象化学物質の取扱業 排出量等の把握を行う上で、当該物質が政令上どの物質に該当するかについての情報がMSDSによって入手できることが重要であるとの意見があり、MSDSを提供する事業者からその情報についても提供すべきと考えられます。

3. 内容が「不明」又は「情報の入手が著しく困難」の場合の扱いについて

1	「不明」 「情報の入手が著しく困難」の場合に、内容の記述を免除する規定は、適用基準が明確でなく、提供者が不当に法律上の義務を逃れる根拠となるおそれがあるため削除してほしい。	2	御意見も踏まえ、当該部分は省令から削除します。 製品の場合、製品全体としての有害性については必ずしも全て明らかになっていない場合もありますが、最低限含有される個別の対象物質についての情報は、独立行政法人製品評価技術基盤機構や民間の刊行物等においてある程度網羅的に提供されており、あえて除外規定をおく必要はないと考えられることから、当該部分は省令から削除します。
---	--	---	---

4. 記載言語

1	省令案においてMSDSは邦文(日本語)で記述することとしているが、製品名、参考文献等については外国語で記載せざるを得ないものもあるため、日本語で記述しない部分があっても法律違反とならないような規定ぶりとしてほしい。	2	省令上の規定ぶりは原案とおりとしますが、製品名、事業者名等の固有名詞を外国語で記載することは、邦文においても一般的に行われることから、御指摘のような場合は原案でも問題ないものと考えます。
---	---	---	---

5.他法令との関係

1	労働安全衛生法で類似の制度が既に導入され、毒物劇物取締法でも導入が予定されているため、事業者にも二重三重の負担となるおそれがあり、配慮してほしい。	3	各法律毎に目的等が異なりますので、制度の仕組みや対象物質を統一することは困難ですが、最低限同一の製品について法律毎のMSDSを別途作成する必要がなくなるよう、関係省庁と運用面で連携を図っています。
---	---	---	--

6.経過措置

1	法施行の当初から完全に義務を果たすことは困難である。そのため、一定期間の経過措置を設定してほしい。	1	御意見も踏まえ、施行期日自体は原案とおり平成13年1月1日としますが、法第15条に基づく「勧告・公表の措置については、平成13年4月1日までは適用しないこととします。
---	---	---	---

7.製品中の対象化学物質の含有率の記述の方法

1	(1)有効数字2桁で記述がよい (2)有効数字1桁で記述がよい (3)上下10%幅で記述がよい	19	対象化学物質の含有率についての記載方法は、MSDSの提供を受ける事業者が本法に基づく化学物質の管理やPRTR制度における対象化学物質の取扱量・排出量等の把握を行う上で、より精度の高い数値が提供されることが望ましいことから、有効数字2桁で記載することとします。
---	---	----	---